

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 26日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町規則第8号

佐用町上月地域交流センター条例施行規則

佐用町上月地域交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和 6年 3月 26日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町規則第8号

### 佐用町上月地域交流センター条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、佐用町上月地域交流センター条例（令和6年佐用町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (開館時間)

第2条 上月地域交流センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

#### (休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

#### (指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第4条 条例第3条第2項の規定により、指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあつては、次条第1項、第6条及び第7条中「町長が特に必要と認めた」とあるのは「町長が定めた基準に該当する」と、次条第2項、第8条及び第9条第2項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）及び第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

#### (使用許可及び使用不許可)

第5条 条例第7条の規定により、センターを使用しようとする者は、上月地域交流センター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、使用しようとする日前2か月以内から佐用町の休日を定める条例（平成17年佐用町条例第2号）第2条第1項に規定する日（以下「休日」という。）を除く2日前までに提出し、許可を受けなければならない。ただし、町が使用しようとするほか、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 町長は、センターの使用を許可したときは、上月地域交流センター使用許可書兼領収書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を、不許可の場合は、上月地域交流センター使用不許可通知書（様式第3号）を交付しなければならない。

#### (使用料の納付)

第6条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条第2項の使用許可書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他町長が特に必要と認めた団体は、この限りでない。

#### (使用許可の順位)

第7条 使用許可の順位は、使用許可書を交付した順とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用の取消し)

第8条 使用の取消しをしようとする者は、使用する日の前日（当該日が休日の場合は、当該日直前の休日でない日。以下同じ。）までに、上月地域交流センター使用取消届（様式第4号）に使用許可書を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条ただし書の規定により、使用料を還付する場合及び還付する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責めによらない事由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 使用する日の前日までに使用の取消しを申し出て、相当な理由があると認められるとき 5割に相当する額
- (3) その他特別な事由があると認めたとき 3割に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、上月地域交流センター使用料還付請求書（様式第5号）に使用許可書を添えて、町長に提出しなければならない。

(特別の設備等)

第10条 条例第11条の規定する許可については、第5条第1項及び同条第2項を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第7条の規定により、センターを使用」とあるのは「条例第11条の規定により、特別の設備又は備付け以外の器具（以下「特別の設備等」という。）を設置」と、第5条第2項中「センターの使用」とあるのは「特別の設備等の設置」と読み替えるものとする。

(使用後の措置)

第11条 センターの使用を終わり、又は中止したときは、直ちに原状に戻さなければならない。

(使用時間)

第12条 使用時間は、許可を受けた時間内とし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(佐用町上月文化会館条例施行規則の廃止)

2 佐用町上月文化会館条例施行規則（平成17年佐用町規則第127号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の佐用町上月文化会館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(佐用町行政組織規則の一部改正)

4 佐用町行政組織規則（平成17年佐用町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第96条表中「上月文化会館内」を「上月地域交流センター内」に改める。

第98条中「佐用町上月文化会館条例（平成17年佐用町条例第168号）第1条」を「佐用町上月地域交流センター条例（令和6年佐用町条例第17号）第1条」に改め、同条の表中「上月文化会館」を「上月地域交流センター」に改める。

（佐用町公の施設等の使用料減免取扱規則の一部改正）

5 佐用町公の施設等の使用料減免取扱規則（平成19年佐用町規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第25号を次のように改める。

(25) 削除

第2条に次の1号を加える。

(40) 佐用町上月地域交流センター条例（令和6年佐用町条例第17号）第1条に規定する上月地域交流センター

## 使用許可申請書

令和 年 月 日

佐用町長様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり公共施設を使用したいので申請します。

- 1 使用施設  上月地域交流センター（多目的室1・多目的室2・和室・大会議室）  
 総合交流促進施設（伝統芸能保存室・陶芸室）  
 幕山地区センター（大ホール・会議室・和室1・和室2・調理室）  
 久崎地区センター（集会室1・集会室2・集会室3・和室）

- 2 使用期間 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで

3 使用目的 \_\_\_\_\_

4 使用人員 \_\_\_\_\_人

5 特別の設備 \_\_\_\_\_

6 その他 \_\_\_\_\_

- 7 使用については、町長の指示に従い、建物、設備等を損傷したときは、現状回復又はその損傷相当額を賠償することを誓約します。

使用料	有 料	基本使用料	円	規則第3条（5割免除）(4)(6)
			円	
		合計	円	
	無 料	減免取扱規則第3条・減免団体登録要綱第2条（全額免除）規則(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、要綱2(1)、2(2)		

## 使用許可書

令和 年 月 日

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 様  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり公共施設の使用を許可します。  
 なお、使用については、町長の指示に従い善良な使用に努めてください。

- 1 使用施設  上月地域交流センター（多目的室1・多目的室2・和室・大会議室）  
 総合交流促進施設（伝統芸能保存室・陶芸室）  
 幕山地区センター（大ホール・会議室・和室1・和室2・調理室）  
 久崎地区センター（集会室1・集会室2・集会室3・和室）

- 2 使用期間 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで

3 使用目的 \_\_\_\_\_

4 使用人員 \_\_\_\_\_ 人

5 特別の設備 \_\_\_\_\_

6 その他 \_\_\_\_\_

- 7 使用については、町長の指示に従い、建物、設備等を損傷したときは、現状回復又はその損傷相当額を賠償することを誓約します。

佐 用 町 長 印

使用料	有 料	基本使用料	円	
			円	
		合計	円	
	無 料	※受付印の無いものは無効		

様式第3号（第5条関係）

上月地域交流センター使用不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

佐用町長

印

年 月 日付けで申請のあった上月地域交流センターの使用については、下記の理由により許可できないので通知します。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

上月地域交流センター使用取消届

年 月 日

佐用町長 様

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで使用許可を受けておりましたが、下記のとおり使用を取り消しますので届出します。

記

使用年月日	年 月 日 ( )
使用時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使用室名	1階：多目的室1
	2階：多目的室2・和室・大会議室・大会議室（準備等）
特別の設備	
理 由	

※添付書類 使用許可書、納付書兼領収書

※ ここから下は記入不要です。


備考




様式第5号（第9条関係）

上月地域交流センター使用料還付請求書

年 月 日

佐用町長 様

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり使用料の還付を請求します。

記

取り消した期間	年 月 日 ( ) 時 分から
	年 月 日 ( ) 時 分まで
納付した使用料	円 内訳
還付を受ける理由	
振 込 先	金融機関
	種 別
	口座番号
	フリガナ
	口座名義

還付決定	年 月 日 起案	還 付 額
	年 月 日 決定	
		円